

公益財団法人福岡市スポーツ協会ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人福岡市スポーツ協会（以下「協会」という。）ホームページに掲載する広告の募集及び掲載に関して必要な事項を定める。

(広告の規格等)

第2条 広告枠の規格は、次のとおりとする。

(1) 大きさ

縦50ピクセル × 横185ピクセル

(2) 形式

GIF（アニメーション可）又はJPEGとする。ただし、アニメーションGIFなど動きのあるものを使用する場合にあっては、閲覧者の目への負担が大きくなるようなものであること。

(3) 容量

50kb以下とする。

2 広告枠は次のとおりとし、その位置は協会会長（以下「会長」という。）が定める。

(1) 全ページ上部に設定するページ共通の広告枠は、5枠とする。

(2) トップページ右下部と下層階ページの左下部に設定するページ共通の広告枠は、10枠程度とする。

(広告の募集及び掲載)

第3条 広告枠に掲載することができる広告の募集は、協会ホームページ、協会広報誌、その他の広報媒体を利用して行う。

2 広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項の規定の例により募集する。

3 掲載申込みのあった広告は、この要綱に定めるところに従い、掲載の可否を決定する。

(掲載に適さないもの)

第4条 広告の画像及びそのリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するものは、協会ホームページに掲載しない。

(1) 法令に違反し、又はその疑いがあるもの

(2) 公序良俗に反し、又はその疑いがあるもの

(3) 政治性のあるもの、又は選挙に関するもの

(4) 宗教性のあるもの、又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの

- (5) 人権侵害, 差別又は名誉毀損となるもの, 又はおそれがあるもの
- (6) 他人を誹謗し, 中傷し, 又は排斥するもの
- (7) 投機心, 射幸心をあおるもの, 又はそのおそれがあるもの
- (8) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの, 又はそのおそれがあるもの
- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか, 協会ホームページに掲載する広告として適当でないと会長が判断するもの

(掲載決定順序)

第5条 掲載申込みのあった広告(前条各号のいずれにも該当しないものに限る。)が協会ホームページ上の広告枠の数を超える場合は, 次に定める順序により掲載する広告を決定する。

- (1) 協会の賛助会員(法人・個人)の広告
 - (2) 国又は地方公共団体が出資する法人及び団体の広告
 - (3) 公益法人および公益的団体の広告
 - (4) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告
 - (5) 福岡市内に事業所, 事務所等を有する私企業又は個人が営む事業の広告
 - (6) 福岡市内に事業所, 事務所を有しない私企業又は個人が営む事業の広告
 - (7) 前各号に掲げるもの以外の広告
- 2 前項の規定による順序が同じ広告が複数ある場合は, 掲載希望月数の多いものを先順序とする。
- 3 第2項の規定によっても順序が同じ広告が複数あることにより, 掲載する広告を決定できないときは, 抽選により決定する。

(広告掲載料)

第6条 広告枠1枠あたりの掲載料は, 次のとおりとする。

- (1) 上部設定枠
 - ① 協会賛助会員 月額 5,000 円
 - ② 協会賛助会員以外 月額 6,000 円
 - (2) 右下部及び左下部設定枠
 - ① 協会賛助会員 月額 3,000 円
 - ② 協会賛助会員以外 月額 4,000 円
- 2 掲載希望月数が継続して6か月以上1年未満の場合は5パーセント, 1年以上の場合は10パーセントを前項の掲載料から減額するものとする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、月を単位とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、会長が定める。

(掲載申込み及び掲載する広告の決定)

第8条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、別に定める申込書を会長が定める期限までに提出するものとする。

2 会長は、前項の規定による掲載申込みがあった場合で必要と認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。

3 会長は、第1項の規定による掲載申込みがあったときは、第4条及び第5条の規定により掲載の可否を決定し、申込者に対し、その決定の内容を通知しなければならない。

4 会長は、前項の規定により掲載を決定した広告について、掲載する広告枠を指定し、同項の規定により通知する際、併せて通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 前条第3項の規定により広告掲載決定の通知を受けた者(以下「広告主」という。)は、会長が指定する期日までに、その掲載期間の広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿(画像データに限る。以下この要綱において同じ。)を自己の負担により作成し、会長が指定する期日までに会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定により広告原稿の提出があったときは、その内容及びリンク先について、申込書記載の内容と相違していないこと、第4条各号に該当するものでないこと、法令及びこの要綱に違反していないこと、その他提出された広告原稿が適当であることを確認しなければならない。

3 会長は、前項の場合において、提出のあった広告原稿が適当でないと認めたときは、広告主に対し広告原稿又はリンク先の変更を求めることができる。

(広告の掲載)

第11条 会長は、前条の規定により提出のあった広告原稿が適当であると認めたときは、指定した広告枠に広告を掲載する。

(リンク先の変更の求め)

第12条 会長は、掲載された広告のリンク先のホームページの内容が法令又はこの要綱等に違反し、その他適当なものでないと認めるときは、広告主に対し、当該ホームページの内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し等)

第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一部中止をすることができる。

- (1) 指定された期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき
- (2) 指定した期日までに広告主が広告原稿を提出しなかったとき
- (3) 第10条第3項及び前条の規定による変更の求めに広告主が応じないとき
- (4) その他協会ホームページへの広告掲載が不適當であると判断したとき

2 協会は、前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の一部中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、既納の広告掲載料は返還しない。

(広告等の変更)

第14条 広告主は、月を単位として、広告の内容又はリンクを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容又はリンクを変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに、会長に対し、別に定める変更申込書を提出し、承認を得るものとする。

3 第10条の規定は、前2項の規定による広告の変更について準用する。

4 前3項に規定するもののほか、リンク先のページのアドレスが変わったことによるリンクのみの変更の場合にあっては、広告主は、変更しようとする日から起算して7日前までに別に定める変更申込書により会長に届け出、承認を得るものとする。

5 会長は、第2項及び第4項の規定による掲載広告等の変更申込みを承認するときは、申込者に対し、その内容を通知しなければならない。

(広告掲載の取りやめの申し出)

第15条 広告主は、別に定める申出書の提出により、協会ホームページへの広告掲載の取りやめを申し出ることができる。

2 会長は、前項の規定による申し出があった場合は、これを認め、掲載した広告を削除する。

3 会長は、前項の規定により広告掲載を取りやめた場合であって、取りやめた日の属する月の翌月から起算した掲載決定期間（第8条第3項の規定により掲載を決定した

期間)のうち、第9条で規定する広告掲載料の既納分が3か月以上ある場合は、当該既納分から2か月を減じた月数分に相当する広告掲載料を返還するものとする。この場合の返還額は、第6条第2項に定める減額規定から返還月数を除いて広告掲載料を再算定し、既納の広告掲載料から再算定の広告掲載料を差し引いた額とする。

4 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第16条 広告掲載の決定後、掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつたときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

2 前条に定めるもののほか、広告の掲載決定期間中に、広告主の責めに帰さない理由により、広告を掲載することができなかつた場合は、掲載できなかつた期間に応じ、広告掲載料を返還する。

3 前項の場合において、1か月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数による日割りとし、円未満は切り捨てる。

4 次の各号に掲げる理由により協会ホームページの運営を一時停止した場合(一時停止の期間が連続して24時間以内の場合に限る)は、前2条の規定にかかわらず、その広告掲載料を返還しない。ただし、一時停止の期間が連続して24時間を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行うとき

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生したとき

5 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第8条第3項の規定により決定を受けた協会ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は，平成26年3月1日から施行する。